

設備メンテナンス体制の見直し

国労水戸

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 塚原良雄
編集責任者 坂下 司

反合理化に強化を

会社は「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」提案をし交渉を行ってきた。8月1日から実施後、水戸地本は申し入れを行った。

国労は各科の業務内容について設備メンテナンス体制で決めた業務内容に戻すこと。

これまで業務分担が曖昧であり、他の人の担当をしていたなど一部の人の負担があり見直すように要員増や改善を行った。業務委託化が拡大されるとJ

R本体の専門の知識や一部の業務しか身につかないため、若手社員の業務内容を理解していないために技術継承が進まない。電気関係では監督者制度

技術（たぎ）と
魂（たま）と
運動を

が新設されたが監督員としての機能がしていない。年々超勤が増加している現状に会社は取り組みや対策をしているが指導するに留まっている。

震災復旧工事、大規模工事の作業が圧迫している。要員増を図っている。

2001年のメンテナンス体制から16年が経ち、国労も検証を行ない相次ぐ重大事故、技術力低下での輸送障害での早期復旧対策、労働条件改善に向け取り組みます。

国労水戸地本第69回定期大会

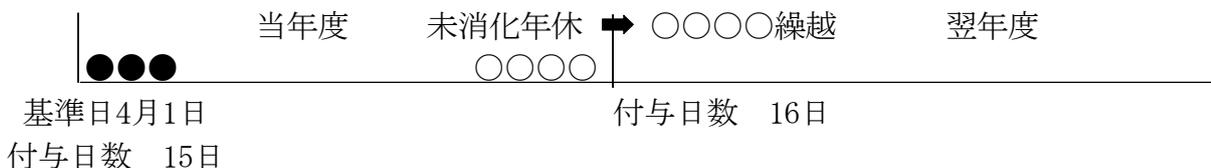
とき 10月14日 13時受付 13時30分開会
ところ オーシャンビュー大洗
送迎バス 水戸駅南口12時出発
大会終了 10月15日 12時ころ 予定

年次有給休暇の請求権

年次有給休暇の請求権は2年間で時効によって消滅します。年次有給休暇の請求権は基準日に発生するので、基準日から2年間、当年度に発生した休暇について翌年度末で時効により消滅する。

年次有給休暇の繰越しと時効により消滅

平成29年4月1日入社（出勤率7割8分以上）



未消化年休は前年度から繰り越された分と付与された分が含まれた場合は、労働基準法上の決まりはありませんが、繰越分からと推定されます。